

# こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位で計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。

## ■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

## ■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

## ■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が65歳になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者

## ■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
自営業・学生など	国民年金の加入手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員	（すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です）		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚している	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

問合せ先 帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113  
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

# 住民登録は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。届出の際には、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの ＜●必須 ○お持ちの方および該当する方＞											
			転出証明書	マイナンバーカード	住民基本台帳カード	マイナンバー通知カード	届出人の印鑑	届出人の本人確認書類	印鑑登録済証明書	加入者 国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	該当者 身体障害者手帳 福祉医療費受給者証※2	所得・課税証明書
<b>転入届</b> 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主（同一世帯員可）	○※1	○※1	○※1	○	●	●					●	○※3
<b>転出届</b> ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ（転出後14日以内を含む）			○	○		●	●	○	●	●			●
<b>転居届</b> 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内			○	○		●	●	○	●	●			●
<b>世帯変更届</b> 世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内						●	●		●				

※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください  
 ※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証  
 ※3 福祉医療費および児童手当受給申請者

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

## 町外通勤者助成金の 下半期分の交付申請を 受け付けします

平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充されました

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。町内に居住し町外へ通勤する方（18歳以上40歳以下の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。助成金交付申請の下半期（平成29年10月～平成30年3月）分は、3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

- 申請に必要な書類
- 町外通勤者助成金交付申請書
  - 雇用証明書（任意様式）
  - 町税等納入状況調査承諾書
  - 町外通勤者勤務状況証明書
- ※①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。  
 ※④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可。特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください）  
 ※平成29年度上半期申請の方で、勤務先に変更がない場合には、②の提出は必要ありません。

申請書類の提出先  
 申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：吉田・滝沢）へ直接または電話で請求のうえ提出してください。

- 申請期限  
**下半期分：平成30年3月15日～平成30年3月末**
- 対象要件
- 本町に居住している方
  - 昭和52年4月2日～平成11年4月1日生まれの方
  - 町外通勤日数が**15日以上**の月が3か月以上ある方
  - 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
  - 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと。
- 助成基準日  
 助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

助成金額  
 月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216  
<http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/>